スモン判決――
責任忘れ国が控訴
患者の救済をこそ急げ

福岡地裁の判決で示されたスモン裁判の輝く勝利のよろこびに、国は医薬品の安全性確保の義務を投げ棄てて控訴した。この行為は、炭鉱労働者の生命と生活も保障しない、と公言したことに等しく、国の責任追及を強めなくてはならない。

これは、福岡地裁でスモン訴訟の判決がいい渡された十一月十四日のこと。

「スモン訴訟の第一報がいりました。原告勝訴です」

ウワー、ウワーの歓声。福岡県評のニュースカーの声が聞きとれない興奮の渦の中を、〝勝訴〟とはっきり書いた紙を両手に走ってくる代表者を、カメラマンがまず取り囲んでいる。うれし涙が、患者の人達のホオを流れた。

原告の人を中心に幾つもの輪がつくられ、苦しかった二十年を語っていたが、患者にとっては、たとえ勝訴はしても「痛みはなおらない」「身体の不自由は生涯背負わねばならぬ」重圧だった。

判決は、全国で二十三のスモン訴訟のうち三番目のもので、「スモンの原因はキノホルム剤で、製造、販売した薬品会社、さらに製造を許可した国に責任がある」、と原告の主張を認めた。

投薬証明なしの患者四人については、「投薬証明に代わるものがあればよい」、と大きく患者を救う道を開いた。

判決集会後、参加者は全員で福岡市中心部を、武田薬品、田辺製薬の福岡支店に向けデモ行進。「武田・田辺は、患者の救済を完全に行なえ」「国は控訴するな」「薬害を追放せよ」、と叫んだ。

国は、薬害の防止、被災者の救済を行なうべき責任など返り見ず、この判決を不服として直ちに控訴した。国は控訴したことで、国民の生命・健康のことなど眼中にないことを自ら証明したことになる。国民は、その生活権と生存権の確立を、いったいどこへ求めたらいいのだろうか。

右の、福岡地裁判決に対する国の態度は、炭鉱労働者の生命と生活も保障しない、と開き直ったのと同じで、その意味からも、私達自らが不当なその控訴とともに、国の薬害上の明らかな責任を追及しなくてはならない。

（この項、前川記）

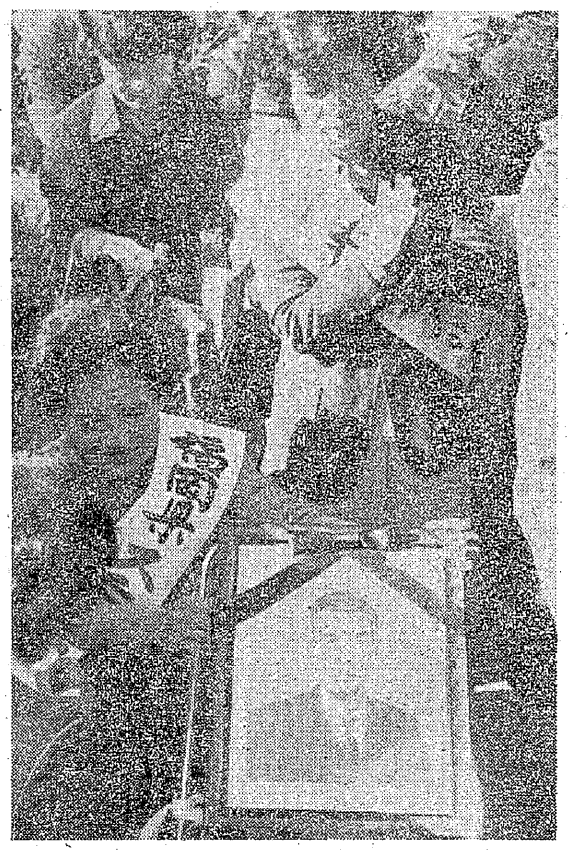

スモンで命を奪われた人（遺影）に、うれしい裁判勝利の報告。

ご連絡

▼…スモン判決については、別にCO患者家族の石原会長からも原稿をいただきました。次号に紹介させていただきます。

全校区に班編成を
家族の会、総会で決意

CO患者家族の会は、十一月十九日三川指導部で総会を開き、今後もあらゆる困難な条件を克服しお互いに手をとり合いながら頑張っていくことを誓い合った。総会は二回目で、約六十人の会員が参加し、これまで闘ってきた過去一年間の軌跡をふり返り、今後ぜひとも全校区に班編成を完了し、ますます深刻さを加えてきた情勢のもと、闘いを強化することを話し合った。

年ごとに老齢化していくCO患者の間から、悲しいことにことしも死者が続き、柳川の古賀輝雄さんが、CO患者として二十五人目の犠牲となった。

こんなこともあるところから、CO患者の間に不安が広がり、ぜひ精密検査をしてもらいたい、との声が出、それが強い要求となって、さいわい現在進行中の〝一斉検診〟となったのだった。

そんな事態を無視するかのように、労働省はまたしても、現に治療継続中のCO患者（坑内火災被災患者）の労災補償を打ち切ってきた。

一方大災害裁判や、そのほかの二裁判（上村裁判と九・二八裁判）では、会社が露骨に審理のひき延ばしをはかってきている。

こうして、命を守るCO闘争は、重大な局面を迎えている。したがって家族の会としても、闘いを強め、また広げることがより切実に求められているといえよう。

なお総会は、会長に石原マサ子さんを、副会長に塚本栄子さんと後藤清子さんを、さらにそのほかの役員を選んで終った。

せめて社宅の提供を考えて
遺族が切実な訴え

冬がやって来、年一年と老齢化が進んでいき、ますますつのる不安に身もそぞろな遺族の間から「ぜひ会社は、せめて社宅を土地ぐるみ提供してもらいたい」、との強い声があがっている。

これは、ある一人の遺族が切々と訴えたこと――

「最近、まだ定年前の人で家を新築しては次つぎに社宅を出ていく人がふえてきたので、私たち遺族は心細くてたまらない心境です。

もう、これという退職金もあるわけでなし、お父さんや子どもの命とひきかえにあのときもらった金は、すべて使い果たしてしまいました。老後をどうしていけばいいか、と考えはじめるとほんとに夜も眠れない思いです。

せめて会社が、自分たち遺族が長く住んできた社宅を土地ぐるみ提供してくれるくらいのことは、考えてもらいたいのです。私たちの切実な要求です」

なお聞くところによると、三池労組関係の遺族だけで、大牟田と荒尾の両市に九十七人住んでいるうち、三池大爆発で夫や子どもを奪われたあの日からずっと、五十七人にものぼる遺族がそのまま社宅に住んでいることがわかった。

☆　☆

会社の深謀まざまざ
〝爆発記念館〟のその日

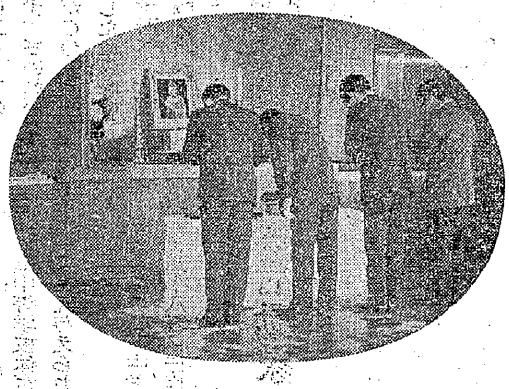

記念館のお仏前に……

▼…ここは〝三川鉱大爆発記念館〟（三川鉱の北側にある）。十一月九日の大爆発の日、一年に一回この日戸が開く。

三池労組は組合長はじめ館内の御仏前に焼香。犠牲者の冥福を祈った。

表は大通り。〝爆発〟の文字は一つも見当らず、会社の深謀をありありとのぞかせていた。

労災打切りに続く怒り
――手記二つ

十月十六日、労働省がまたしてもCO患者（坑内火災被災）に対する労災補償を打ち切ったことは本紙で既報したが、この仕打ちについては、CO患者や家族はいうまでもなく、大きな怒りを呼び起こした。次に紹介する二つの手記は、その怒りをよく象徴しており、労働省の変らぬ態度は許すことができない。

納得できぬ打切り

CO患者家族　M・T

CO要求中央交渉が開かれるに当たり、私達CO患者家族は、大牟田労働基準監督署、福岡労働基準監督局に対し毎日、家庭内での患者の実態と家族の苦しみ、悩みを訴えてきました。

九・二八坑内火災患者はいったいに症状が軽いといわれるが、その坑内火災で七名もの死者を出しているではないか。被災患者も、その日から十一年もたった今も、良くなるどころか入院している。治療が必要だからこそ入院しているのであって、誰も好きこのんで病院で生活している者はない。

そんな患者については、治療だけは絶対に打ち切ってはならないと願い、障害等級未認定の患者については全員年金扱いとせよ、と頼みました。

大牟田労働基準署長も心を動かし、「治療打切りはぜったいにしてはならない。未認定患者は全員年金にするように」と本省に何回も電話連絡をとりました。また組合も頑張ってくれるものと思って一同徹夜をしても、と座りこむ意気ごみでした。ところが、中央交渉は了解点にたっした、との知らせがありました。内容たるや、家族として納得できるものではありません。

書記長にくってかかりました。組合に責任取ってくれ、とも言いました。当事者にすれば「死ね」ということに等しいものでしたから。私はいっぺんに疲れが出て寝こんでしまった。この先どうして主人をかかえて行くか、思えば気ちがいになりそうです。経過観察者の六人は同じような症状を持ち悩みを持ちながら治療を続けているのに、区分けをするとはどういうことか。

この後の問題点として、異議申請や治療の方法、死亡患者に対しての公傷あつかい等たくさんありますが、積極的に取り上げて、命とくらしを守る闘いを前進して行かなければならない、と願うものです。

三井こそ責任とれ

CO患者家族　猿渡ハギエ

前もって断っておきますが、私は組合執行部や今次上京された交渉のメンバーの方々を批判する気持はさらさらなく、ただCO患者を夫にもつ私の心情を率直に述べ、ご協力を願うものです。

三川鉱坑内火災に被災したCO被災者に、障害認定が出ました。心配でなりませんでしたので、十月十一日から連日労働基準署や局に、「決して患者の治療を打ち切ってくれるな。打ち切ることは死に追いやるものだ」、と強く要請してきました。

結果は、厳しいなんてまるで話になりません。（前号記事を参考に）

今私の夫は白鳩診療所に入院中ですから、すぐ「打ち切られたから」と言って、治療をやめたらどうでしょう」、と病院にたずねに行きました。「治療をやめられる状態ではありません」とのこと。私の目で見ても、退院できる状態ではないのです。

中央での妥結内容をきかされた時、結果を予想はしていたものの、被災以来入院加療を続けている夫の状態を何と思っているのか、と涙が出てしまいました。非情さに対する憤り、悔やしさの涙。

たとえ妥結は出ても、被災患者がいる限り、その家族や遺族がいる限り、闘い続けなくてはなりません。私自身、将来の希望がないからといって、どうして夫を捨てることができますか。

今回の結論は、労働省にとっても、また三井にとっても痛くもかゆくもないことです。が、それぞれの家庭にすれば、それこそ死活の問題がかかっています。できれば労働省と、再度交渉を持ってほしい、というのが少くとも私ら六人（経過観察中）の家族全員の思いですが、第一、三井に対してその責任をとらせることです。

黙ってはおれないまま、率直にペンをとりました。がんばりましょう。